

(1) CW法は当該木材等が合法的に伐採されたかどうかを確認し、その情報を伝達させるもの

(2) 譲渡す木材・木材製品全体に対する評価を行う仕組みではない

⇒ 確認を行った複数の木材を組合わせた木材等を譲渡する場合、それぞれの確認結果の伝達が原則
ただし、同じ確認結果をまとめて伝達することは可能

【例 1】 3ヶ所の伐採現場から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材

丸太② → 証明書：森林経営計画 確認結果：合法性確認木材

丸太③ → 証明書：国有林売買契約書 確認結果：合法性確認木材

⇒ 原則は、「3種類の合法性確認木材です」と伝達（※）する

「3種類の」を省略しても可とする。

全て合法性確認木材である旨を強調する旨の文言を追加してもよい。

【例 2】 2つの取引先から入荷した丸太から加工した合板100枚

丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材

丸太② → 証明書：なし 確認結果：合法性確認木材でない木材

⇒ A. 合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています

B. 合法性確認木材でない木材が含まれています

※ 第 1 種事業者については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり

第1種事業者として譲受けた木材等と第2種事業者として譲受けた木材等を混ぜて譲渡する場合の情報伝達

第1・第2

- (1) 第1種事業者として譲受けた木材等の合法性確認結果の伝達は必須。
- (2) 譲受ける事業者の利益を考えれば第2種として譲受けた木材等の合法性情報も合わせて伝達することが望ましい。

【例】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け(※1)	証明書：伐採造林届出書	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材でない木材

- ⇒ A. 「合法性確認を行った木材は合法性確認木材です」 (※2)
(第2種事業者として譲受けた合法性確認木材でない部分については伝達しない)
- B. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」
(第1種及び第2種事業者の両方について伝達したこととなる)

※1 第1種事業者として譲受けた木材等については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり
※2 「合法性確認木材です」のみは譲渡す全ての木材について表現しているとの誤解を与えるので好ましくない